

東京都市計画高度利用地区の変更（練馬区決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

地 区 名	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
練馬区東大泉一・四・五・六丁目各地内	約 2.1ha	以下 60/10	以下 8/10	以上 20/10	以上 200㎡	壁面の位置の制限 注1 2m
計	2.1ha					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

注1) 但し、立体的歩行者専用通路を除く。

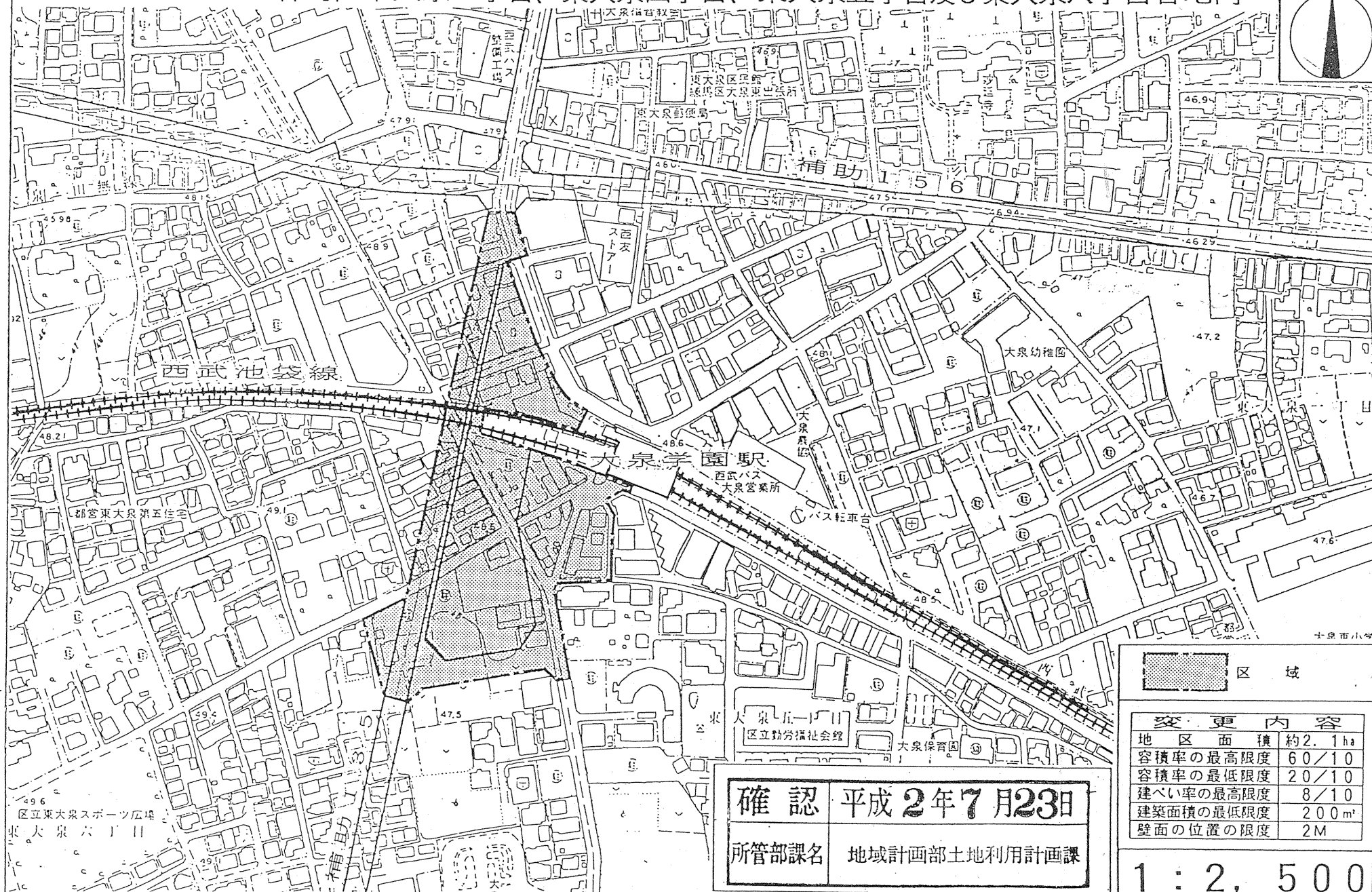
理 由：大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業に伴い、高度利用地区を変更する。

変更概要

番号	変 更 箇 所	今回追加面積	変更前面積	変更後面積	備 考
	練馬区東大泉一・四五・六丁目各地内	約 2.1ha	約 2.1ha	約 4.2ha	追加指定 既決定：石神井町二丁目及び四丁目各地内

東京都市計画 高度利用地区（練馬区決定） 計画図

練馬区東大泉一丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目及び東大泉六丁目各地内



確 認 平成 2 年 7 月 23 日

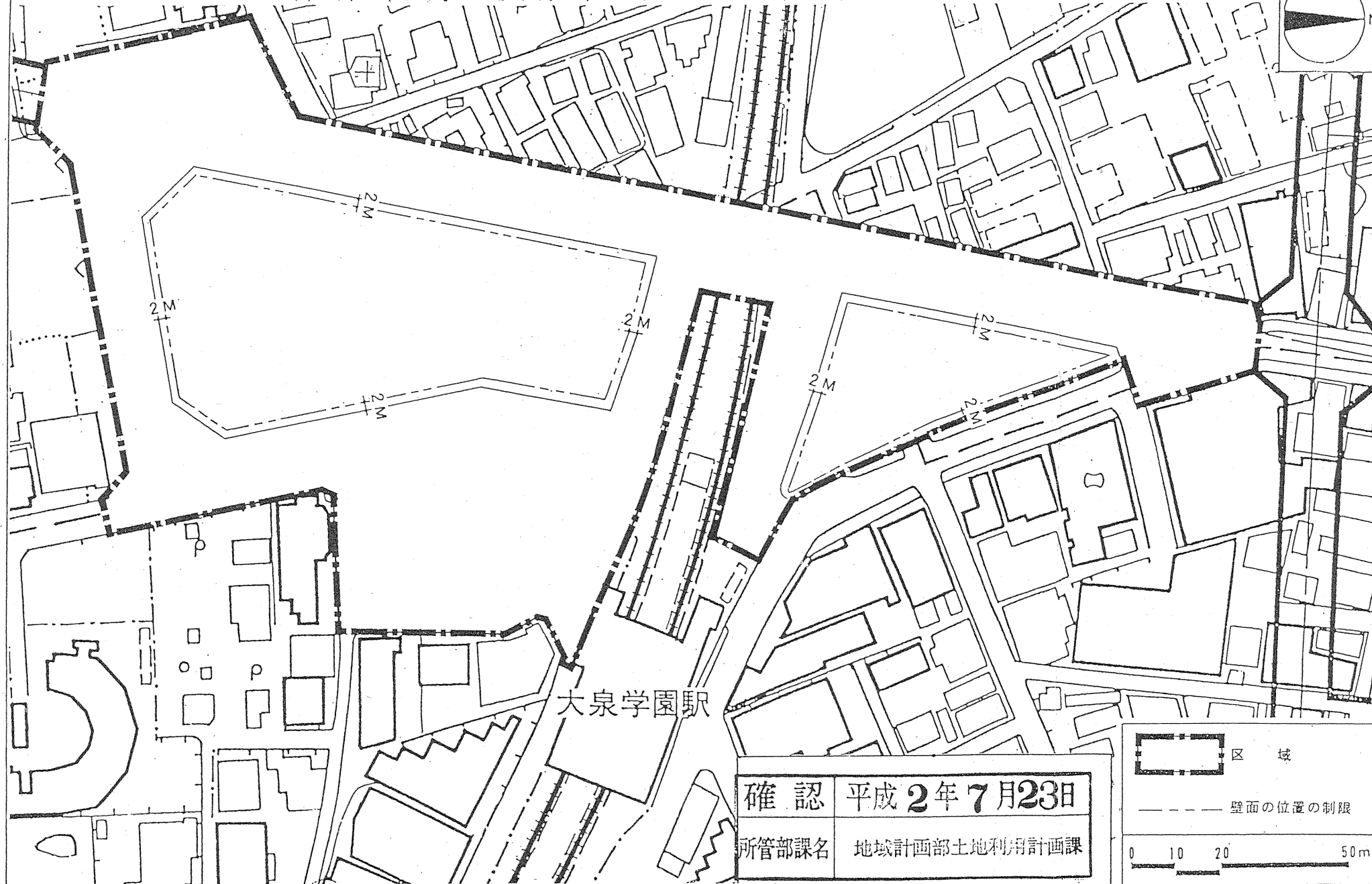
所管部課名 地域計画部土地利用計画課

變 更 內 容

地区面積	約2.1ha
容積率の最高限度	60/10
容積率の最低限度	20/10
建ぺい率の最高限度	8/10
建築面積の最低限度	200m ²
壁面の位置の限度	2M

1 : 2, 500

練馬区東大泉一丁目、東大泉四丁目、東大泉五丁目及び東大泉六丁目各地内



大泉学園駅

確認 平成2年7月23日

所管部課名 地域計画部土地利用計画課

制限区域

壁面の位置の制限

0 10 20 50m